

○伊東市立小中学校運営協議会規則 令和4年2月17日 伊東市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき伊東市立小中学校に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の取組)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、伊東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う者及びその他の関係者(以下「保護者等」といふ。)の学校運営への参画、支援並びに協力を促進することにより、対象学校と保護者等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、法第47条の5第1項ただし書の規定に基づき、伊東市立学校設置条例(昭和39年伊東市条例第29号)別表第1及び別表第2に掲げる学校ごとに一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長及び保護者等の意見を聞くものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 校長は、次の各号に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び運営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) その他学校運営に関する基本方針

2 校長は、前項の規定により承認を得た事項に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会に意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の個人に係るものを除く。)について、教育委員会に意見を述べることができる。ただし、対象学校の職員が法第37条第1項に規定する県費負担教職員である場合には、教育委員会を経由して、静岡県教育委員会に意見を述べるものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は静岡県教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

(協議の結果に関する情報の提供)

第6条 協議会は、第5条第1項の規定により承認した事項に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援について、保護者等の理解を深めるとともに、対象学校、保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。ただし、2以上の学校で1の協議会を指定する場合にあっては、15人以内とする。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 校長
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

2 校長は、委員として適当と認める者を教育委員会に推薦することができる。

3 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する特別職の職員とする。(第1項第4号に掲げるものを除く。)

(服務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員の職の信用を傷つけ、又は、委員の職全体の不名誉となる行為を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第10条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 12 条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

- 第 13 条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
- (1) 対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
 - (2) その他特別の事情により協議会が必要と認めた場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
 - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

- 第 14 条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確に把握し、必要に応じて協議会に対し、指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
- 2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うために必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

- 第 15 条 教育委員会は、本人から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員を解任することができる。
- (1) 第 8 条に規定する服務に違反した場合
 - (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないと認められる場合
 - (3) その他教育委員会が解任に相当すると認めた場合
- 2 教育委員会は、前項各号の規定により委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(庶務)

- 第 16 条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

- 第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。